

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書を受けての市長訓示

令和7年11月19日にさいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書の提出を受けた。

第三者委員会は、令和6年度に発覚した、与野まちづくり事務所において必要な内部決裁等による意思決定が行われずに、行政財産である本市所有の土地の売却が行われた不適正な事務処理について、市の内部調査による報告内容の客観的かつ公正な検証及び再発防止策の検証等を行うため、設置されたものである。

報告書では、このような事態を招いたのは、人事を含む市の組織体制及び内部手続の不適切さと不備であると結論付け、再発防止策の継続的検討の必要性、内部通報や相談窓口についての周知徹底、事業の推進に適した人事配置及び人材の育成が提言されている。

これらの提言は、非常に重く、真摯に受け止めるべきものであり、管理職全員が更に適切な組織マネジメントに一層努めなければならない。さらに職員一人一人が公務に携わる者として、自ら責任の重さを自覚し、行政の信頼回復に取り組むよう求め、訓示とする。

令和7年11月25日

さいたま市長 清水 勇人